

B E P Sプロジェクトとデジタル課税

財政金融委員会 専門員

まえやま ひでお
前山 秀夫

近年、経済のデジタル化に伴い、G A F A (Google、Apple、Facebook、Amazon) に代表される、プラットフォームと呼ばれるグローバル I T 企業が台頭しており、その巨額な利益をタックスヘイブン (軽課税国) などに移転して、租税回避を図る動きが拡大していることが国際的に大きな問題となっている。

OECD が 2015 年 10 月に公表した試算によれば、このようなグローバル I T 企業などの国際的な租税回避によって、全世界で年間 1,000 億～2,400 億ドル (全世界の法人税収の 4%～10%、約 10 兆～25 兆円) に及ぶ法人税収が失われているとされる。

現在の国際課税の原則の下では、外国企業が国境を越えて事業活動を行う場合、自国内に恒久的施設 (P E) の存在を必要としているが、インターネットを通じてデジタルサービスを提供するグローバル I T 企業は、P E を持たずにビジネス展開することが可能となっており、適切な法人課税がなされないという問題が顕在化している。

こうした国際的な租税回避を防ぎ、公平な競争条件を整えるため、2012 年 6 月に、G20・OECD によって、B E P S (Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) プロジェクトが立ち上げられ、今や 130 か国以上が参加する一大プロジェクトとなっている。2019 年 6 月には、日本が議長国を務めた G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、2020 年末までのグローバルな解決策の最終合意に向けた作業計画が承認され、現在、OECD、B E P S を中心に国際的な議論が進められている。

具体的には、解決策の論点として二つの柱がある。一つ目は、国際課税の原則を見直して、グローバル I T 企業などが P E なしに活動する市場国に対しても、一定水準以上の営業利益を基準に新たな課税権を配分する「デジタル課税」の導入であり、二つ目は、国際的に最低限の税率を定めた上で、それを下回る国への利益移転に対して、利益を移転される国が課税できるルールの導入である。このうちデジタル課税を巡っては、こうした国際的な議論とは別に、一部の欧州諸国において、グローバル I T 企業のデジタルサービスの売上高に対して課税するデジタルサービス税が導入されているほか、ブラジルなど新興国においても課税強化に向けた幅広い議論が行われている。一方、多くのグローバル I T 企業を抱える米国は、「新たな国際課税ルールに従うかどうかは企業の選択とする」よう求めている。このため、新たなルールの最終合意は 2021 年半ばに先送りされる見込みである。

現在の国際課税制度の基礎が作られたのは、1920 年代の国際連盟における検討まで遡るとされる。当時は工場を持つ伝統的な製造業が前提であり、国境をまたいで活動するグローバル I T 企業は存在しなかった。実に 100 年ぶりとも言われる国際課税原則の改革に向けて、どのような決着に至るのか、今後の議論の行方に注目したい。